

徳島県告示第百二十五号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿南市那賀川町上福井南川淵一一九の二一、一一九の二四
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅